

**盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者選定審査評価表
(第1次募集分)**

評価項目		審査基準	掛け率
大項目	中項目		
1 建設事業に必要な財源及び施設の安定した経営が見込まれること。	(1) 施設建設のための資金計画は妥当か。	① 建設費及び資金計画は妥当か。 ② 借入れの場合は金融機関等との折衝が順調に行われているか。	1.5
	(2) 開設初期の事業運営資金計画は妥当か。	① 開設準備経費及び開設初期の事業運営経費の見込みは妥当か。 ② 資金確保策は具体的か。	1.0
	(3) 運営経費に係る資金計画に無理はないか。	① 収支見込みに無理はないか。 ② 借入れの場合は償還財源が運営費に比して大きすぎないか。	1.5
2 土地利用計画及び建設計画に実行性があること(土地利用規制がある場合は解除手続き計画に実行性があること)。	(4) 施設の整備方針は適切か。	① 入居者へ配慮した整備計画となっているか。 ② 地震・火災・停電などの災害対策は適切か。 ③ 盛岡市の木材等地元資源を活用する計画となっているか。	1.5
	(5) 開設予定地の使用権限に確実性があるか。		1.0
	(6) 法令上、建設予定地は確実に施設が建設できる見込みか。	① 関係法令を遵守し、開発許可等の許認可を受けられる見込みがあるか。 ② 事務手続きの期間を考慮した計画となっているか。 ③ 開設予定年度までに施設建設が完成する計画となっているか。	1.5
3 既に運営している施設及び母体となる法人の運営実績が良好であり地域経済に貢献が見込まれること。	(7) 現在の施設等の経営状況はどうか。	介護施設等の運営状況及び母体となる法人の経営状況は良好か。	1.5
	(8) 法人の所在地はどこか。	法人の所在地はどこか。	1.5
4 適切な施設運営に必要な人員配置が見込まれること。	(9) 人員確保の時期・方策については妥当か。	開設時期に間に合う人員確保の計画になっているか。	1.0
	(10) 人員の配置計画は妥当か。	人員の配置計画は具体的に記載されているか。	1.0
	(11) 職員が働き続けられるような配慮があるか。	職員が定着するような配慮があるか。(雇用形態、福利厚生、休暇、指導・相談体制等)	2.0
5 事業運営方針及び入所者(利用者)の待遇が適切であること。	(12) 事業目的は適切か。また、高齢化社会における課題等に対応するものとなっているか。	① 介護保険法、基準条例等の理念から逸脱していないか。 ② 高齢化社会における課題や介護に関する課題等を理解した内容となっているか。	1.0
	(13) 入所者等への待遇は適切か。	① 食費・居住費の料金設定が適正か。 ② 食事・入浴・排せつ・リハビリ・家族との連携・レクリエーション活動・重度者に対する支援などは妥当か。	2.0
	(14) 要望・苦情を的確に把握し、利用者の満足や納得につながる方策がとられているか。	要望、苦情を的確に把握し、介護サービスの向上・改善につながる方策が具体的に採られているか。	1.0
	(15) 職員研修についてどのように取り組むか。	職員の質の向上を目指した研修計画になっているか。	1.5
	(16) 地域との連携を図るためにどのような方法を考えているか。	施設と地域との連携について計画をしているか。	1.5
	(17) 医療機関等との連携体制についてどう考えるか。	協力医療機関との連携体制は目処が立っているか。	1.0
	(18) 事業運営に対する積極性及び創意工夫があるか。	事業を実施するまでの工夫や法人独自の取り組み等があり、内容に実行性及び具体性があるか。	1.0

6 安全・防災対策が適切であること。	(19) 事故防止、感染症対策にどのように取り組むか。	介護事故、感染症(インフルエンザ、ノロウイルスなど)の予防及び発生時において、どのように取り組むか。	1.0
	(20) 災害対策についてどのように取り組むか。また、被災者の受け入れ態勢についてどのように考えるか。	① 災害対策は具体的に検討されているか。 ② 被災者の受け入れ態勢についてどのように考えているか。	1.0
7 日常生活圏域におけるサービス提供状況に理解があること。	(21) 日常生活圏域における高齢者人口や施設等の設置数を考慮した計画となっているか。	日常生活圏域における高齢者人口や施設設置数を勘案した事業計画となっているか。	2.0

採点基準

- 5点 特に優れている
- 4点 やや優れている
- 3点 標準
- 2点 やや劣っている
- 1点 特に劣っている